

=====公布された規則のあらまし=====

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 失効期限（現行 平成20年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。